省　令

○財務省令第三十五号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四条及び第百五条の規定に基づき、政府所有有価証券取扱規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十日

財務大臣　麻生　太郎

政府所有有価証券取扱規程等の一部を改正する省令

（政府所有有価証券取扱規程の一部改正）

第一条　政府所有有価証券取扱規程（大正十一年大蔵省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第六条　各官庁日本銀行本店ヨリ政府所有価証券払渡請求書ノ番号ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ政府所有有価証券月計突合表ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ適正デアルト認メタルトキハ当該突合表ニ記名押印スベシ但シ相違アル点ニ付テハ其ノ事由ヲ付記スルモノトス ②　各官庁前項ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル政府所有有価証券月計突合表ニ誤リガアルコトヲ発見シタルトキハ当該突合表ノ送付ヲ受ケタル月ノ第十二営業日（「営業日」トハ日本銀行ノ休日ヲ除ク日ヲ謂フ）迄ニ日本銀行統轄店ニ通知スベシ ［項を削る。］ ③‖　第一項ノ規定ハ各官庁ガ前項ノ通知ヲシタル後本店ヨリ再度政府所有有価証券月計突合表ノ送付ヲ受ケタル場合ニ於テ之ヲ準用ス	**第六条**　各官庁日本銀行統轄店ヨリ政府所有有価証券払渡請求書ノ番号ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ政府所有有価証券月計突合表ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ適正デアルト認メタルトキハ当該突合表ニ記名押印スベシ但シ相違アル点ニ付テハ其ノ事由ヲ付記スルモノトス ②　各官庁前項ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル政府所有有価証券月計突合表ニ誤リガアルコトヲ発見シタルトキハ当該突合表ノ送付ヲ受ケタル月ノ第十二営業日（「営業日」トハ日本銀行ノ休日ヲ除ク日ヲ謂フ）迄ニ統轄店ニ通知スベシ ③‖　前項ノ規定ニ依リ統轄店ニ通知スル場合ニ於テハ其ノ所属店ヲ経由スベシ ④‖　第一項ノ規定ハ各官庁ガ第二項ノ通知ヲシタル後統轄店ヨリ再度政府所有有価証券月計突合表ノ送付ヲ受ケタル場合ニ於テ之ヲ準用ス
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（政府保管有価証券取扱規程の一部改正）

第二条　政府保管有価証券取扱規程（大正十一年大蔵省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第二十一条　取扱官庁日本銀行本店ヨリ政府保管有価証券払渡ノ請求書ノ番号ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ政府保管有価証券月計突合表ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ適正デアルト認メタルトキハ当該突合表ニ記名押印スベシ但シ相違アル点ニ付テハ其ノ事由ヲ付記スルモノトス ②　各官庁前項ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル政府保管有価証券月計突合表ニ誤リガアルコトヲ発見シタルトキハ当該突合表ノ送付ヲ受ケタル月ノ第十二営業日（「営業日」トハ日本銀行ノ休日ヲ除ク日ヲ謂フ）迄ニ統轄店ニ通知スベシ ［項を削る。］ ③‖　第一項ノ規定ハ各官庁ガ前項ノ通知ヲシタル後本店ヨリ再度政府保管有価証券月計突合表ノ送付ヲ受ケタル場合ニ於テ之ヲ準用ス	**第二十一条**　取扱官庁日本銀行統轄店ヨリ政府保管有価証券払渡ノ請求書ノ番号ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ政府保管有価証券月計突合表ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ適正デアルト認メタルトキハ当該突合表ニ記名押印スベシ但シ相違アル点ニ付テハ其ノ事由ヲ付記スルモノトス ②　各官庁前項ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル政府保管有価証券月計突合表ニ誤リガアルコトヲ発見シタルトキハ当該突合表ノ送付ヲ受ケタル月ノ第十二営業日（「営業日」トハ日本銀行ノ休日ヲ除ク日ヲ謂フ）迄ニ統轄店ニ通知スベシ ③‖　前項ノ規定ニ依リ統轄店ニ通知スル場合ニ於テハ其ノ所属店ヲ経由スベシ ④‖　第一項ノ規定ハ各官庁ガ第二項ノ通知ヲシタル後統轄店ヨリ再度政府保管有価証券月計突合表ノ送付ヲ受ケタル場合ニ於テ之ヲ準用ス
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（日本銀行政府有価証券取扱規程の一部改正）

第三条　日本銀行政府有価証券取扱規程（大正十一年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二十八条　［略］	**第二十八条**　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　削除	三　政府有価証券受払総括帳
［四～六　略］	［四～六　同上］
②　前項ノ帳簿中第一号ノ帳簿ハ之ヲ日本銀行本店ニ、第五号及第六号ノ帳簿ハ之ヲ日本銀行統轄店ニ備フヘシ	②　前項ノ帳簿中第一号ノ帳簿ハ之ヲ日本銀行本店ニ、第三号、第五号及第六号ノ帳簿ハ之ヲ日本銀行統轄店ニ備フヘシ